

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:総務部人権共生課(指定管理者) No.001

処 分 名	男女共同参画推進センター使用の許可の取消し
処 分 の 概 要	男女共同参画推進センターの使用の許可を受けたものの使用が適切でなかった場合、当該許可に係る使用条件の変更若しくは使用の停止、または許可の取り消しをすることができます。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 5 条、第 7 条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成 19 年 12 月 17 日条例第 52 号) 第 3 条の 2
処 分 基 準	男女共同参画推進センターの使用の許可を受けたものの使用が、次の（１）から（４）に該当した場合は、使用条件の変更、使用の停止、許可の取り消しをすることができます。 （１）次のいずれかに違反したとき。 ・ 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。 ・ 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。 ・ 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。 ・ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するために使用するとき。 ・ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 （２）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 （３）職員の指示に従わないとき。 （４）暴力団等の利益になると認められたとき。 （５）その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 3 月 16 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市男女共同参画推進センター条例

（使用の許可及び制限）

第5条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- （1） 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- （3） 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
- （4） 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- （5） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- （6） その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- （1） 第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。
- （2） 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- （3） 職員の指示に従わないとき。
- （4） その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

（使用の制限）

第3条

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:総務部人権共生課(指定管理者) No.002

処 分 名	男女共同参画推進センターへの入所の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の男女共同参画推進センターへの入所を制限することがあります。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 5 条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年 12 月 17 日条例第 52 号）第 3 条、第 3 条の 2
処 分 基 準	◎次の(1)～(7)のいずれかに該当した場合、男女共同参画推進センターへの入所を制限することがあります。 (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。 （以下のような場合は、使用できません。） ・ 目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合 (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 （以下のような場合は、使用できません。） ・ 申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合 ・ 布教活動及び布教活動につながる場合 (6) 暴力団等の利益になると認められるとき。

処 分 基 準	(7) その他管理上支障があるとき。 ・ 入所者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・ 施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・ 点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■春日部市男女共同参画推進センター条例 (使用の許可及び制限) 第5条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。 (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。 (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 (6) その他管理上支障があるとき。 3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。 ■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 (使用の制限) 第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。 2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。